新居浜市公告第173号

公示送達について

次の者に送達すべき書類について、名宛人の住所等不明のため送達することができないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４３条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、新居浜市役所福祉部介護福祉課において保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１０日

新居浜市長　古　川　拓　哉

| 送達を受けるべき者の氏名・名称 | 送達すべき書類 |
|---|---|
| 濱本　清 | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |
| 岡林　信忠 | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |
| 日野　育子 | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |
| 續木　眞一 | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |
| 井浦　角一 | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |
| 福本　勝弘 | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |

| | |
|---|---|
| 川島　香織 | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |
| ＲＯＤＲＩＧＵＥＳ　ＡＤＥＭＩＲ | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |
| ＮＯＢＡＲＯ　ＰＡＵＬＯ<br>ＳＥＩＪＩ | 地方自治法第２３１条の３第１項に関する書類 |